

経済社会化立法の序論的考察

林, 迪廣
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/14383>

出版情報 : 法政研究. 20 (2/4), pp.67-86, 1953-09-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

經濟社會化立法の序論的考察

林 迪 廣

戰時中、高度國防國家体制の推進のための法的規整として、幾多の經濟統制立法が制定されたことは記憶に新しいところであり、わが國における經濟法の理論的および實證的研究も、この時期に開花したものと見える。いうまでもなくこの時期における諸々の經濟立法は、臨時的非常時の性格をもち、軍事的目的に志向された國家權力による上からの經濟統制立法としての役割を果したものであるけれども、すでにそこには市民法秩序に對する反省ないし修正型態としての諸々のモメントが内包されており、これらを手がかりとして、社會法としての經濟法への法理的探究が試みられたのであつた。⁽¹⁾ しかして戦後の時期においては、このような戦時經濟統制立法の復員の問題が論議されるとともに、新たに經濟民主化による日本經濟再建の有力な方途として、重要産業の國家管理、國有という經濟社會化の問題が登場することゝなつた。このような經濟社會化の問題は、再び日本經濟が資本主義的再建のコースへと定着するにつれて、政治的にも法律的にも關心の外のものとなつてしまひ、當面經濟社會化の問題は勞働關係の諸問題のうちにおいて論議せられていゝとゞまつてゐる。

われわれはかつて、第一次大戰後のワイマール・ドイツが、*Sozialisierung* のはげしい流れに自らをゆだねつゝも、失敗に終つたことを知つてゐるし、⁽²⁾ 更に第二次世界大戰後の東歐諸國、英佛等を含む多くの諸國において再び産業再

建の重要な問題として社會化政策が登場したことも知つてゐる。本稿は、それらの諸國を通じての經濟社會化立法の一般的概念を考察し、社會法理論を理解するための足がかりとしたい。いうまでもなく、經濟社會化の問題は、政治過程と經濟過程の結節點において把握するべきものであり、かゝる社會化政策を志向する法律關係もまた、すぐれて政治的諸條件と直接的に影響反映しあうところの法的表現として考えらるべきであるから、社會化立法を、その政策志向とぎりはなして獨立してどの程度まで問題としうるかに疑問は存するけれども、ともかくも社會化法の概念と意義とをきぐつた上、ドイツにおける社會化立法の性格と、その背景とを考へて見ることゝしたい。

(註)

(一) 菊池勇夫、經濟統制法(新法學全集三三卷)一頁以下、同「經濟法の領域について」(日本經濟法學會年報二輯、昭一七)
田中二郎「經濟統制法の發履および現状の概観」(經濟統制法年報一卷一輯、昭一七)五頁以下、等。

(二) 山田晟「ワイマール共和國における社會化の沿革」(國家學會雜誌六四卷五・六號)同「ワイマール共和國における社會化の變遷」(法學協會雜誌六九卷一號)我妻榮「經濟再建と統制立法」(昭二三)二五八頁以下、等。本稿においては山田「社會化の沿革」は参照することができなかつた。

(三) 社會化に關する理論的なものとしては例えばつぎのようなものが見られる。

A. Anonny: Die Hauptprobleme der Sozialisierung, 1920.

Ludwig Stehlinger: Grundsätze der Sozialisierung, 1919.

Karl Bücher ; Die Sozialisierung, 1919.

H. Sinzheimer ; Räteystem, 1919.

社會化とは、もつとも基本的な意味においては、資本制生産様式が自己の脚で立つや否や、同時に資本の集中と照應して、よりいつそう社會的なものとなつた生産手段と労働とが、その資本制的私有の生産様式と適應しなくなり、資本獨占がそれのもとでかつて開花した生産様式の極枯となつた結果、この社會的な生産手段および労働過程に適應した新しい形式を舊い資本制的私有の形式にとつてかわらせるといふことを指すのである。^(一)従つて、「社會化」は「社會主義化」であり、社會的性格をもつに至つた生産手段を「社會有化」することである。しかししてその最も熱心な實踐の主体が労働者階級であり、社會化政策を推進しようとするのは社會主義政黨である。このような政策的志向を擔つた經濟社會化立法とは、それゆゑに概括的には、社會主義的經濟秩序の實現を本來の目的としつゝ、生産手段を公有化して、その利益を社會全体のために活用するための制度機構等に關する社會立法（經濟立法および労働立法）と考えることができるであらう。^(二)したがつて、まづ第一には、ボナパルティズムの權力確保のために強力的に創出される「ビスマルク的國有」や、軍事的封建的帝國主義國家の政策として遂行される、原始蓄積や國庫財源ないし非常時的性格をもつ軍需品製造や專賣事業等のための國有型態をもつて、社會化立法の範疇に入れることは、全然あやまつてゐる。^(三)しかしして他方、また、社會主義國家のもとにおける國有企業に關する法的規制についても、これを社會化立法として一律に取扱ふことは避けなければならない。たゞ第二次世界大戰後に誕生した東歐人民民主主義諸國において急速に推進された社會化立法については、その基盤をなすところの政治構造を捨象して考えることは許されないが、しかもなおわれわれの考察の對象となりうるものと考えられる。思うに、社會化は資本主義的法秩序を出發點として、生産の社會的性質の高度化に着目しつゝ、私的所有の機構ないし制度を變革轉化しようとする政治過程において提起される問題であるから、社會化は、國家獨占資本主義の社會においてのみならず、またプロレタリア政權への移行過程における國家資本主義段階においても、うみだされるのである。^(四)たゞ社會化への政治的法制的規制は、社

會主義体制への物質的準備を志向するものであるが、國家獨占資本主義下においては、必然的に労働者階級の比重は増大しつつも、かゝる準備が非目的、無計畫的であるのに反して、プロレタリア政權への移行過程においては、社會化が目的、意識的に急速かつ廣範圍において行われ、その成果が蓄積され、^(五)取り取られる。このようなあきらかな差異をもちつつも、労働者階級の經營参加が可能になりうるような法体制がうみだされるということにおいて、兩者は關連をもつ。たゞプロレタリア政權下においては、社會化政策は意識的に社會主義化への途に一線的につながるのに反して、國家獨占資本主義下の社會化立法の性格と成果は、その背後にある政治的關係によつて決定され、且つ眞の意味においての目的的是でありえないところに、多くの重大な問題がひそんでいるのである。われわれは、第一次大戰後のワイマール・ドイツを中心にして今次大戰後のイギリスならびにわが國の社會化立法を主として念頭におきつつ、社會化立法の一般的性格を考察するのであるが、社會化立法が、社會主義的意圖を相當強力に擔いつつ、しかも國家資本主義の發展とかけはなれつつ推進されようとしたものであれ、^(六)または社會主義的志向をひめつつも現實的には臨時的な經濟再編成の使命を色濃く擔つて登場したのであれ、^(七)いづれも「資本制社會の公共機關としての國家が、生産の指導を引受けざるを得なくなつた」^(八)段階における法体制として、その一般的性格を特徴づけるものと思ふ。

社會化政策の政治的經濟的な評價は、(1)、社會化される産業部門の範圍とその進行速度、(2)、社會化された部門の經營型態、(3)、社會化に伴う私的所有權の補償に對する態度とその方法、^(九)などによつて具体的に分析されなければならぬが、すくなくとも社會化の本質といわれるものは、(1)、生産手段に對する私的處分權力の癡絶ないし生産手段における私的所有權の否定。(2)、社會的機構および社會的利益(全体的作用の目的として考えられる)による生産手段の管理。(3)、生産利潤の公正なる分配。という特質が指摘せられている。そしてこのような概念規定からして、

いかにして經濟的目的に適合するように生産手段の廢絶を實現するか、社會的機構をいかに組織し、いかにして管理せしめるか、生産利潤の公正なる分配はいかにして確保せられるか、等々の具體的な問題が提起され、それからして社會化の前提條件、それ自身の規制、およびその限界をどこに見出し、いかに處理すべきかなどを考えざるをえないのであるが、いまは、その本質の法學的特質をあきらかならしめることに眼をそゝがねばならない。

社會化政策の中心をなすものは生産手段における私的所有の否定、すなわち公有化への移行である。こゝで生産手段といわれるものは一般的には鑛工的企業であつて、土地は一應區別して考えられる。もちろん土地も農業生産における重大な生産手段である以上、しかしして労働者階級とならんで農民階級もまた被支配階級である以上、「大土地および大森林は即時に公有にうつされなければならぬ」(ゴータ綱領)との要求は存じていたのであるが、ワイマール憲法の土地の分配および利用に關する規定は、「經濟的企業」の社會化に關する規定とは別に設けられ、この規定の實現のために制定された「ライヒ内國植民法」(Reichsiedlungsgesetz. 1919. 8. II)や「ライヒ家産地法」(Reichsheinstättengesetz. 1920. 5. 10)などは、戦争犠牲者や經濟的弱者に土地を與えて、これを保護しようとしたものであつて、社會主義的志向ないし經濟民主化政策への實現を期したものではあるけれども、本來の社會化のラインからすれば傍系的なものであつた。この意味ではわが國の農地改革立法もまた社會化立法のうちに數えることは、もちろん正當な態度ではないであらう。

ところで生産手段の私的所有を否定するということは、いうまでもなく「組織された資本主義」段階における獨占資本が、所有權の社會的機能として、法的主体者たる労働者を從屬せしめることに對する攻撃であるのももちろんである。しかしながら私的所有の集中獨占過程も、また労働者の、私的企業に對する從屬關係も、すべて法的には、「自由な契約」方式をとおして實現されてきたものであるから、社會化立法における第一の基本的な法的規制は、契約

の自由および所有權に對する國家的統制という問題として考えられねばならぬ。もちろん *America's answer to socialism* (113) としての性格をもつといわれるアメリカ型經濟民主主義政策においても、所有權および契約の自由に對しては國家的規制が加えられる。しかしそれはいとは資本主義の理論的出發點に回歸するためにとられる法的規制であつて、私的資本は確認保證せられており、また労働者階級の地位向上のための諸法制も、ともすれば契約法理の延長上において考えられようとしている。これに對して社會化立法においては集中獨占された私的所有權をその頂點において、癱絶轉化せしめようとするものであつて、そこには契約自由の合理性に對する全面的な不信が見られるということができる。それはどのような意味においてであらうか。いうまでもなく社會化立法によつて實現せられるべき社會化經濟は、綜合的計畫性をもち、かつ國民の壓倒的大多數である労働者階級の共同の利益に適合せしめられなければならない。このような經濟秩序のなかにおいて契約自由の合理性は貫徹されることはない。なぜならば契約自由のもつ合理性は、たかだか契約當事者間の合理性に止まり、その實現しうる合理的關係もまたその範圍をいでえない。しかも兩當事者間に經濟的平等關係が確保されている場合は、かゝる合理性は實現され、その限りにおいての共同性も見られるけれども、生産關係においては、労働者は空虚な法的人格概念に踏みこじられて、共同の利益は實現されることはない。したがつて契約自由の合理性は、資本と資本との間においては、共同性をひとたびは取得したけれども、獨占資本は契約自由をとおして、みづからかゝる契約の合理性をうしなうことゝなつたのである。いな、契約自らも、その合理性によつて、資本主義經濟の共同性を醸成したが、それは契約自由の原理によつて再び私的權有的なものをうみだしたのである。このことのゆえに、社會的組織と全体的目的のために綜合計畫的に生産手段を管理しようとする社會化政策においては、契約自由の原理は否定されざるをえないのである。(114)

もちろん契約自由原理の否定ということは、所有權に關する規定のように、即自に憲法に謳われることはない。そ

れは具体的には労働基本権の實現に關する法制や社會化された企業の活動を規制するものとして具体化されるであろう。しかし社會化法の法理的底流をなすものは、かゝる契約の自由の合理性の否定であるといえるであらう。

經濟民主主義を志向する法体制は、一般的には契約の合理性をなお確認し、契約の合理性をとおしてうみだされた資本の集中、その人間性に對する支配を、公正なる競争の條件を整備することによつて、契約の合理性をその理論的發足點に立還らせようとするものである。獨占禁止法や過度の經濟力集中排除の法制や、耕作農民への土地の分與はもちろん、不當労働行為制度もまたこの線に副うものである。労働組合の保護助長ということも、商品としての労働力の正當な地位を保證しようとするものにほかならないといえる。もちろん社會化の法体制もまた經濟民主主義志向の最上限に迫ろうとするものであると、規定することは、そのことをもつて直ちに誤りであるとはいえないけれど、「社會主義に對する關係においては、少くもその原理において正反對の立場に立つ」^(一五)ものであつて、この事は法理的には契約の合理性に對する關係において理解されうるであらう。

周知のごとく、ワイマール憲法はその二〇世紀的諸特質をもつた點において劃期的なものではあつたが、なお所有權一般については、たとえ義務を伴うと明言したにしても、これを肯認し、これを保護すべきことを規定する(一五三條)。その意味においてワイマール憲法が、個人法原理と社會主義的法原理との協調に立つといわれていることもかくとして、少くとも基本的には生産手段一般の存在を否定したものでないことは明らかである。しかしそのことは社會主義的政治權力が確立された後における問題であつて、そのもとにおける社會化立法そのものとは即自には係わりはないことである。しかしながらキール事件にはじまるドイツの民主主義革命は、憲法制定に際して、私資本の存在は肯認しつつも、私資本のもつ支配的特權を排除するという理念は、原理としては、貫徹されたとななければならぬ。^(一六)すなわち憲法一五五條においては、農業、拓植、住宅の目的のためには、補償なくして土地を公用徵收し

うることを規定し、一五六條においては「社會化に適する」私企業を公共的所有に移しうるものとして、——その際には補償をなすことが定められている——社會化に關する三段階の方式を認めている。その第一は、企業を徵收して公共的所有 (Geneineigentum) に移すことであり、完全なる社會化 (Vollsozialisierung) と呼ばれる。第二は、ライヒ、ラント又は地方團體が、企業の經營に参加し、またはその他の手段によつて確固たる影響力を及ぼすことであり、公私混合企業 (gemischtwirtschaftliche Unternehmen) がその代表的なものとなる。第三は、もつともゆるやかなものであつて、經濟的企業を自治の上に統合し、企業に關與するものの全ての協力によつて自治的經營 (Selbstverwaltung) を行わしめることであつて、強制的結合 (Zwangssyndikate) の形で、これを實現させるものとする。社會化に適する經濟的企業とは、憲法にさきだつて、まだ革命の政治情勢が昂揚していたと考えられる一九一九年三月二三日に制定された「社會化法」 (Sozialisierungsgesetz) の規定からすれば「地中産物の採掘及び自然力の利用に關する」企業が主として考えられていたこととなる (二條一項)。しかし結局それぞれの企業に關し社會化のどの段階を實施すべきかは法律等にゆだねられ、しかも第三段階の方式は、完全なる社會化から遠ざかること甚だしく、すでに革命の中心のスローガンであつた社會化運動の著しい後退と將來の失敗とを象徴するものであつた。かくて制定された「石炭經濟管理法」 (Gesetz über die Regelung der Kohlenwirtschaft) (一九一九・三・二三)、「カリ經濟管理法」 (一九一九・四・二四) 及び「鐵鋼産業管理令」 (一九二〇) は、第三段階の社會化方式を規制し、夫々における強制シンジケートの結成を實現せしめたにすぎなかつた。^(一七) なお「電氣産業社會化法」 (一九一九・一二・三一) は電氣事業の國有化を規定していたが、これは實施に必要な措置が推進されず、有名無實のものとなつてしまつた。

結局ワイマール・ドイツにおける社會化は、あるいは社會民主黨が保守的政治權力に妥協して労働者階級の要求を眞剣にとりあげなかつたこと、革命勢力としての労働者階級の政治的勢力の未成熟であつたこと、特に強力な無限定

的な自主的組合運動に欠けていたこと（この點については、社會化の支柱となる労働者の經營参加に關する問題であり、後述）、または國家資本主義的な發展とかけはなれて社會化運動が行われたこと、等々、社會組織の變革を任務とする「階級」の力が欠如していたことのゆえに失敗したといわれるけれども、しかし法原理的には、ワイマール憲法は社會化を可能ならしめうる「原理」を具有していたことは認められてよい。^(一八) 概念としての社會化の原理の價値を評價することは、かならずしも全面的に無價値だというわけのものではないであろう。

(註)

- (一) 「資本論」一巻二四章七節「資本制蓄積の歴史的傾向」
- (二) 山田晟「西ドイツ基本法における社會化條項」(國家學會雜誌六六卷五・六・七號)
- (三) エンゲルス「空想から科學へ」三章八節。日本においても明治三〇年代の電話、鐵道、國有等を目して、社會主義政策の斷付と論ぜられた。(大河内一男「黎明期の日本労働運動」(昭二七)一八〇頁)
- (四) 宇佐美誠次郎、井上晴丸「國家獨占資本主義論」(昭二五)一一二頁。
- (五) 宇佐美、井上、前掲、三六頁。
- (六) ドイツ社會化運動の失敗を革命的經濟機能の掌握を怠つて政治的側面に集中指向された點に求めようとするものである。服部英太郎「ドイツ社會政策論史上」(昭二四)一八頁。
- (七) 第二次大戰後における英、佛、日の經濟社會化立法については、その要素を併いながらも、かゝる性格を指摘しうるであろう。菊池「フランスの石炭國有制度について」(九州労働月報一九號)。
- (八) エンゲルス「空想から科學へ」三章八節。
- (九) 西沢富夫「國有化問題の研究」九頁。
- (一〇) Amonn: Die Hauptprobleme der Sozialisierung; 1920; S. 6.

“Zum Wesen der Sozialisierung gehören demnach folgende Merkmale : 1. Die Entziehung der Produktions mittel aus der privaten Verfügungsgewalt oder die “Aufhebung des Privateigentums” an den Produktionsmitteln, 2. die Verwaltung der Produktionsmittel durch gesellschaftliche Organe und im gesellschaftlichen Interesse (des letzte als immanent gedachten Zweck der ganzen Aktion) und 3. Die Verteilung des Produktionsertrages nach Gerechtigkeits- gesichtspunkten.”

- (一) Amorn : A. a. O, S. 9
- (二) 山田「ワイマール共和国以後における社會化の變遷」(法協、六九卷一號)五九頁以下。
- (三) 我妻「經濟再建と税制立法」二三七頁。なお經濟民主主義の二潮流、その上弦と下弦について二三五頁以下。
- (四) 我妻、前掲四五頁以下。
- (五) 我妻、前掲、二三六頁。
- (六) 我妻、前掲、二六八頁。
- (七) 石炭産業管理法によれば、石炭産業に關する公私混合經濟機構としてライヒ石炭(社會化)委員會が設けられることとなつたが、その構成員五〇名は、労働者、使用者代表が夫々一五名で、残り二〇名は關連産業消費者代表等よりなる。(二條、三條)。
- (八) 我妻、前掲、二六九頁以下、及び二七二頁註。

三

社會化立法の根柢を流れるいまひとつの不可分のものは、いうまでもなく労働者階級の地位の改善向上と、労働者の参加による經營の民主的管理の法思想である。これは社會化運動が労働者階級ないし労働者政黨のイニシアシヴ

のもとに、自らの解放運動として推進さるべきものであることを考えれば、それは社會化立法において原理的には不可分の關係にあることは容易にうなづけることである。しかしてこのような労働者階級の地位の改善向上および經營参加のための諸法制は、生産手段の公有が種々の事情から實現不可能とされ、または實現すべきでないと考えられた場合においても、なお積極的に主張され、とりいれられた。なぜならば、私的所有權と契約自由の合理性の否認ないし國家的規制ということは、市民社會法秩序をその根柢からゆり動かすところのものであつて、生産手段の完全社會化が社會化立法に不可欠の要件であるにしても、それは強力な政治体制を楨杆として實現しうるものであり、またかりに政治体制の質的轉換が行われることなく生産手段の社會化が行われるにしても、その際には充分な補償が裏付けとなつて、いわばスリーピング・プロフィットが確保されることとなる。これに對して労働組合運動の廣汎な容認や經營参加を擔う法原理は、市民社會法秩序に對立し、これを反省せしめ修正しようとするものであるけれども、それらの法原理は、市民社會法秩序の否定それ自体においてはではなく、まさに讓歩においてこれを採用することができるのである。^(三)完成された社會化は、所有權秩序の變革の後においてのみ可能である。しかしこれと結合される經濟運營の方法の變革、すなわち經營民主化の過程は、直ちに、従つてある程度、所有權秩序の變革に先立つて實現されるものである。^(四)しかもことに労働者階級の社會化政策を擔う政治的力量が成熟していない場合には、むしろ労働組合を國家權力に癒着せしめつゝ、社會化法を労働立法の分野に局限し、市民社會法秩序の温存整備を圖することも可能である。

ドイツにおいてはすでに一九世紀後半期以後産業條例などにもつく勞使の工場委員會制度の歴史をもつていたが、大戰中祖國救助法によつて、産業平和の確保とひきかえに法規的には労働組合の活動に關して相當の保障が與えられた。しかし革命とともに、勞兵委員會組織の發展としての協議會主義 *Rätesystem* が強く主張されるようになつ

た。この協議會主義は政治的には議會主義に對立するものであつたが、これに對する協調的漸進主義的な労働委員會、經營協議會思想が社會民主黨のイニシアティブのもとに壓倒的に進出してきた。^(五)この間の政治的な推移は別として、ともかくも協議會制度の確定は、社會化の要求と常に不可分のものとして要求されたことである。されば政府は一九一八年末に「社會化委員會」を設置してその對策を講ぜしめ、一九年二月八日には「炭鉱業勞資共同委員會令」を發し、ルール地方を中心に強制的に勞使對等の委員會を設置させることとなつた。かくて三月の社會化法においては、その第一條において「労働力は最高の經濟的財貨として國の特別の保護を享ける。すべてのドイツ人に對しては、經濟的労働力によつてその生活資料をうる機會が與えらるべきである。もし、労働の機會が指示（紹介）されえないときは、その必要な生計について配慮される」（一條二項）と規定した。^(六)そして労働者の要求におされて、協議會制度の憲法化を公約した。その憲法草案に當つては、ジンツハイマーが大きな役割を果たしたと云われるが、經營協議會を議會主義に立脚した、經濟民主主義を補完する機構として認め、労働組合をもつて労働者階級の利益の本質的擁護と考えることを基本的態度としつゝ推進されたものであつた。^(七)このような草案は革命以來の客觀情勢に即應してその勢力關係を精確に反映していたものといふべく、また經營協議會を縦斷的に經營別のものとしながらも、労働條件に關する組合の支配的地位を認めたので、自己の組織を寸斷される恐れがあると考へていた労働組合にとつても容易にうけいられるものであつた。かくて一九年八月一日に成立した憲法においては、團結權の保障（一五九條）と労働保護の規定（一五八條）とともに、經營協議會制度に關する規定（一六五條）がおかれることとなつたのである。そして更に「政府は政治的權限を有する協議會の思想を拒否するが、協議會に經濟的および社會的任務を與え、これによつて勞資間の對立を協調させることを望むものである。」との態度に立つ「經營協議會法」(Betriebsratgesetz)が二〇年二月四日に制定された。

憲法および經營協議會法に規定されたところのものは、もちろん革命以來いくたびか主張された「すべての權力を協議會へ」という労働者階級による經營の獨裁的管理を否定しきつたものであることは明らかである。すなわち經營協議會法に先立つて、すでに一八一年一月における勞使協定や一二月の人民委員會命令および經營協議會に関する準則等をおして協議會運營の方針が定置されていたが、そこでは賃金や勞働條件一般および人事に関しては勞使の共同決定すべきことが定められたが、經營權は侵害せらるべきでないといわれ、協議會における決議事項の實施權限は使用者に存するとされた。これに對してはもちろん労働者の不滿は依然として消失しなかつたが、ワイマル憲法は、「労働者は企業者と同等の權利をもつて共同し、賃金その他の勞働條件の規律および生産力の全經濟的發展に參與する」ものと定めた。¹⁰この、勞使が同等の權利をもつて共同して生産力の發展に協力するという文言は、まさに社會化法の目的たる、生産の利益を社會全体の利益のために利用するという理念に副つた規定と考えられないことでもないが、それにしても表現が甚だ不明確であつて、むしろ反對に現存の企業の公共的性格を抽象的に前提して、労働者をこれに協力すべく義務づけることゝもなるのであつて、まさに企業經營の責任を労働者に分擔させる役割を演ずる可能性をもつこととなる。事實まことに殘念ながら、同條後段に規定された協議會制度の規定および經營協議會法の内容と、それらの運營を見れば、社會化立法における經營參加が企業内にのみ限定され、あるいは勞働保護政策に轉化されていつた過程が明らかとなつてくる。

憲法一六五條二項以下は、まず企業別労働者協議會 Betriebsarbeiterärte 地域別労働者協議會 Bezirksarbeiterärte ライヒ労働者協議會 Reichsarbeiterärte という、労働者の經濟的社會的利益の保護のための機關を設ける。しかしながら、かゝる委員會は本質的には、産業條例(一八九一年改正法)や祖國救助法の流れを汲むところの労働者保護政策としての勞働委員會 Arbeiterkammern であつて、社會化そのものゝ實現であるとはいふがたく、また本來の經營參

加制度そのものへの迫進とも断じがたい。これに對して憲法は、地域別經濟協議會 *Bezirkswirtschaftsräte* ライヒ經濟協議會 *Reichswirtschaftsräte* を設置し、すべての經濟的任務の遂行および社會化法の執行に協力するものとした。

この後者の協議會は勞使および國民一般の代表によつて構成され、生産利益を社會全体の目的にむけるといふ役割に一步近づいていゝものであるとはいえよう。しかしそれにしても、かゝる經濟協議會制度は、私企業を直接に社會化するものではない。協議會制度自体は、それが企業内部に限定された經營参加以上の性格と役割とをもつものである。資本主義國家内に生長した將來の社會主義組織の萌芽であり、社會化それ自体にとつてはひとつの前提をなすにすぎないといえよう。ジントハイマーも、當時においてこの點を強く訴へてゐる。⁽¹¹⁾ かくてワイマール・ドイツにおいては、第一六五條の直接の附屬法規として成立した「經營協議會法」にもとづいて、一方においては最下部の機構としての經營協議會が二〇名以上の従業員を有する企業において設置され、他方においては同じく二〇年五月四日の命令によつて「暫定的ライヒ經濟協議會 (*Verordnung über den vorläufigen Reichswirtschaftsräte*)」が設けられたが、その兩者を架橋する中間的機構は全くつくられなかつた。この暫定的ライヒ經濟協議會は、社會政策的・經濟政策的法律案について政府から意見を徴され、またみづから草案を提出しうる権限を有していたが、直接に經營の獨裁的運營を變革するためのなんらの役割をも果しえなかつた。この點については、わが國戰後の諸種の經濟復興會議と比較して考えても本質的な誤りをおかしたとは云えないであらう。

一方經營協議會法にもとづく經營協議會はその構成、權限、役割について種々の注目すべき規定を附与せられたが、その目的は「使用者に對して被用者(勞働者および職員)の共同的經濟的利益を擁護」すること、ならびに「使用者の經營の目的の遂行をたすける」ことであつて⁽¹²⁾、それは經濟的機能に限定され、*Rätegedanke* の立場からの政治的機能は全く否定されているのみならず、憲法一六五條の生産の全經濟的發展に關して使用者と同等の權利をもつ

て協力するという規定も殆んど貫徹されていない。社會化立法としての「労働者による經營の管理」という思想は、こゝにおいて經濟民主主義的な「労働者の經營参加」におきかえられ、しかもそれすらも極めて協調的な、弱々しい表現に終つてゐる。しかも經營協議會における他の重大な機能的制約は、既存の労働組合の利益を擁護するために、「この法律は團體員の利益を代表する労働者および職員の經濟團體の權限を妨げない」（八條）と規定して、組合優先の原則を確定してゐることである。かくて労働條件の規制という經濟的利益の擁護において、その實際上果しうる効果と影響力とが支配的なものでないばかりでなく、いわゆる「經營者の經營目的遂行の輔佐」という經營参加事項についても、「經營指導者と共同して決議した事項は經營者がこれを執行する。經營協議會はその一方的指示によつて經營權に干渉することはできない」（六九條）と規定して、「法の危險性」は殆んどないに等しいものとなつた。かくて本法の注目すべき制度として創設された監査役會参加機能（七〇條、および二二年の監査役會参加に關する法律）さえも、充分の効果を見ることなくして終つてしまつた。^(一四)

社會化立法が、労働者の經濟的利益の擁護に果した役割は、たしかに團體協約令その他の労働立法をとおして劃期的なものがあり、労働組合の社會的力量も増大していつたが、經營型態の變革をとおして生産の利益を社會全体の目的に合致せしめるという方向での經營参加は、急速に後退の一途を辿る結果となつてしまつた。この敗退の原因の基本的なもの、いうまでもなく政治權力の所在に求めらるべきであらう。しかし労働組合が、經營参加に對してあくまでこれを支持推進しえなかつたのは、社會化のスローガンがあればはげしかつたにもかゝらず、法律によつて上から與えられる法定の機關たる協議會制度以前において、目的を限定されない強固な全國的組織を確立し、組合自体の活動としてこれを價值認識し掌握しえなかつた處にその理由があるといえよう。^(一四) ドイツにおいては協議會制度は組合の横斷的組織に對立し、これを寸斷するものとして、強く意識されていたことをこの際深く考えなければならな

い。かくて遂に労働組合は協議會の協調的性情への傾斜を何ら阻止するために効果的に機能せず、これに對立抗争しながら推移したといえるであらう。

ともあれ經營型態の變革——労働者による經營管理ということが、社會化立法の要素であり、それは資本制生産様式のもとにおいては、經營参加と労働者權の保護助長という制度の擴大強化をとおして實現せられるのであるが、ドイツにおいて、このこともまた當初の社會化のほげしい主張にもかかわらず見るべき實効力をもたず終つたといふかはない。

(註)

(一) 經營参加ということは、その理想ないし主張としては、「労働者による經營の全面的管理」ということである。しかし經營参加は労働者による全面的管理に對しては、協調的であり解毒劑であり、社會化を眠らせるものであるとされるけれども、こゝではその質的差異をみとめつゝも、廣義において經營参加という用語を用いることとする。そのような勞使協調的經營参加が社會化を失敗せしめるかどうかは、更に一段と深い問題として留保しておくこととして。

(二) もちろん、労働立法の制定や經營参加は、その限りに於いて市民社會法秩序の否定ないし修正ではあるが、之れは市民社會法秩序のうちに客観的に包攝される。たと經營参加の最上弦たる労働者による經營の全面的管理の實現は、生産手段の廢絶と同様の意義と性格をもつものであるが、これは生産手段の否認を前提としてのみ實現されるところのものである。

(三) 我妻、前掲、二七〇—二七一頁。

(四) 宇佐美・井上、前掲、二七二—二七三頁。

(五) Sinzheimer; Das Ritesystem und die Reichsverfassung; am 12. Juni 1919 in Weimar.

大野雄二郎、「マイトにおける經營協議會の教訓」(昭二四)第一部参照。

(六) Verordnung über die Errichtung von Arbeitskammern im Bergbau. 8. Febr., 1919.

(七) 社會化法第一條第一項はそのまゝのかたちでワイマール憲法第一六三條第一項に、第二項は、その第一段が第一五七條第一項に、第二、第三段が第一六三條第二項にとり入れられた。

(八) Sinzheimer. A. a. O. S. 12

(九) 大野、前掲、一五九頁。

(一〇) ワイマール憲法一六五條第一項。“Die Arbeiter und Angestellten sind dazu berufen, gleichberechtigt in Gemeinschaft mit den Unternehmern an der Regelung der Lohn- und Arbeitsbedingungen sowie an der gesamten wirtschaftlichen Entwicklung der produktiven Kräfte mitzuwirken.

(一一) sinzheimer: A. a. O. S. 16. 彼は云う、「協議會制度は社會化のための手段であるといわれる。これは協議會問題に對する無理解を示すものに外ならない。協議會は企業を社會化しうるものではない。社會化は國家のみがなしうるところであり、協議會制度は社會化のためには一つの前提にすぎない。生産手段私有制廢絶への道を容易ならしめる意味では、協議會制度は資本主義國家内に成長した將來の社會主義經濟組織の萌芽であろう。しかし全体としては社會化は協議會制度とは無關係に行われるべきものである」。

(一二) “§ 1. Zur Wahrnehmung der gemeinsamen wirtschaftlichen Interessen der Arbeitnehmer (Arbeiter und Angestellten) dem Arbeitgeber gegenüber und zur Unterstützung des Arbeitgebers in der Erfüllung der Betriebszwecke sind in allen Betrieben, die in der Regel mindestens zwanzig Arbeitnehmer, Betriebsräte zu errichten.”

(一三) 經營協議會法における經營參加規定として一應擧げられるのは、經營狀態調査機能としての經營狀況報告請求權(七一條)、商業帳簿提出請求權(七二條)と、經營參加機能としての一般的勸告權(六六條一)、新労働方法の採用促進に協力する機能(六六條二)、および監査役會參加機能であつた。最後のものを除いて、經營協議會法という國家法によつてはじめて可能となるべきものであつたかどうか、考慮すべき問題である。

四

すでに紙數がなくなつたので、第二次大戰後における英國および日本の立法を検討する余裕はないが、簡単に結論だけのべておこう。まず日本における「臨時石炭鉱業管理法」は、その立法意圖においては社會化立法を志向するものであつたとはいへ、法案作成の過程において、このような社會化立法への意圖は全く影を沒して、制定された法律そのものは、増産のための臨時的性格をもつた經濟統制法以外のなにもでもなかつたといえよう。法は指定炭鉱に對する國家管理という型態をとり、企業運営に對して各種の認可、許可事項による政府の監督權能を規定してはいるけれども、このことはもちろん生産手段の私有の變革に迫進しようとするものではなく、逆に私資本の肯認を前提としつゝ、いかにこれに對して、臨時的に、全經濟的任務を附與するかに重點がおかれたと見るべきであり、その點においては戰時下の經濟統制立法と本質的な差異はないものと考えられる。たゞ本法のたゞひとつの特色は生産協議會の設置をおして、労働條件の適正化に關し労働者の意見を反映せしめるといふ點であり(三四條)、この點から見れば經濟民主化法としての性格をもつものと云うこともできるであろう。ともあれ本法は、その制定過程における種々の抗争にもかゝらず、その實施過程においては殆んど見るべき効果を擧げることなく終つており、これによつて社會化立法一般に對するすべての責任をおわせることが間違ひであることを指摘すれば足りよう。

最後にイギリスにおける炭鉱國有化法の場合を見よう。英國労働黨のよつてもつて立つ社會主義の理論的基盤の特殊性、英國炭礦業における零細經營の亂立とその非合理的經營、およびなによりも高率の鑛區使用料によつて惹起される種々の困難な問題、そして戰爭前後の販路逼塞と出炭の絶望的低下等々の、具体的な社會經濟的な基盤を無視し

て炭鑛國有化法の性格を抽象的に断定することは危険ではあるけれども、すくなくともいまゝでに問題にしてきた社會化立法としての基本的性格が英國國有化法においてどのように具体化されているかを見るかによつて、その性格はほゞ明らかとならう。さて炭鑛國有化法においては、本來の意味で炭鑛活動を營んでいる炭鑛業資産はすべて一九四七年一月一日をもつて國有となると規定される。そして國有となつた資産に對しては、その補償額が裁定委員會の決定により、中央・地方の評價委員會の活動を通じて急速に各炭鑛に割當てられた。さて國有化された炭鑛は全國石炭委員會に歸屬し、委員會は(1)獨占的採炭、(2)鑛業の効率的發展の確保、(3)公共利益増進に役立つ炭質、規格、數量、價格による石炭供給、等の職務を有し、更に工業用および家庭用石炭消費者評議會が燃料動力相の諮問機關として設置されることゝなつた。すなわち生産手段に關する限りは、有償形式をとつたことに問題は存するが、明らかに公有化が實現されたものと見るべきである。しかしながらその運営型態における労働者の經營管理については法規上は全く否定されている。國有化法は全面的な労働者管理は勿論のこと、労働組合代表から石炭委員會委員を選出するということをも規定していない。すなわち經營参加に關する限りは英國労働組合運動の歴史的な性格にもとづいて、政府および議會に對する働きかけを通しての經營民主化の考え方がそのまゝもられていくべきであらう。また國有化法は法規そのものによつても當然には、労働條件を大巾に改善することも謳つていないのも特徴的といわなければならない。

イギリスの炭鑛國有化法をもつて社會化立法として考えるかどうかは、有償形式による公有化、經營型態における労働者参加の否認からしてなお問題であらう。しかし國有化法の成立は、數多の應急的増産的條件を前提としつゝも、その底流にはイギリス労働黨の標榜する英國型社會主義實現への性格を、その立法型態において具有するものである點については、これを否定することはできないであらう。

かくてわれわれはごく單純な結論に到達することとなる。すなわち社會化立法一般に通ずる法原理は、市民法秩序を否定しようとする二つの原理によつて支えられている。それは契約の合理性否定との關連で考えらるべき生産手段における私的所有權の否認であり、更にはこれと不可欠の關連において實現されなくてはならない經營參加ないし管理制度である。しかし屢々一企業内における經營への勞働者參加をもつて社會化立法と目されている。所有權の變革したがつて經營型態が變革されなまゝに導入される經營參加は、結局のところ勞働保護立法としての役割しか演ずることができない。經營參加制度は、所有權變革の補完的關係においてのみ社會化立法の一環たりうるものである。しかして更に重要なことは、社會化立法一般に通ずる法原理の考察は、そのみでその價値を評價すべきではなくして、つねに政治權力の性格とその力量との關連においてのみ、最終的な評價が付與さるべきものである。^(三)

(一) わが石炭國管法の成立過程とその運営に關しては、「臨時石炭鑛業管理法の研究」(菊池男夫編著、二八・五刊行)における拙稿參照。

(二) 菊池編著、前掲における拙稿參照。

(三) 社會化立法の法的性質を示唆するものとしては、山田辰「西ドイツ基本法における社會化條項」(國家法學會雜誌六六卷五・六・七號)參照。